

平成30年10月1日  
四国地方整備局  
松山河川国道事務所

## 国道11号(西条市丹原町)の通行止め解除について

台風24号により、通行止めとなっている国道11号(西条市丹原町)は、  
本日、13時30分に解除(片側交互通行)します。

引き続き、本日中の全面解除を目指して復旧作業を実施しています。

道路利用者の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願ひします。

### ◆通行規制

路線名：国道11号

規制区間：愛媛県<sup>さいじょうしたんばらちょうくるみ</sup>西条市丹原町来見 (L=200m)

規制変更：平成30年10月1日(月)13時30分～

規制内容：片側交互通行

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト[No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト]に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話：089-972-0034(代表)

副所長(道路)：森本<sup>もりもと</sup>英二<sup>えいじ</sup>(内線：205)

◎道路管理第一課長：井之川<sup>いのかわ</sup>英稔<sup>ひでとし</sup>(内線：431)

◎：主な問い合わせ先